

平成26年度 第1回 宇都宮市子ども・子育て会議（教育・保育部会）

日 時 平成26年6月10日（火）
13時30分～15時30分
場 所 本庁舎14階 14A会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 「子ども・子育て支援新制度」の全体概要について・・・・・・・・・・ 資料1

(2) 各種基準に関する条例制定について・・・・・・・・・・ 資料2 別紙

3 そ の 他

4 閉 会

【今後のスケジュール】

- ・ 第2回 宇都宮市子ども・子育て会議（教育・保育部会）の開催：6月26日
- ・ 宇都宮市子ども・子育て会議の開催：7月1日

平成26年度 子ども・子育て会議【部会員名簿】

教育・保育部会(15名)

※ ◎は部会長

構成員		氏名
子どもの保護者	1 子どもの保護者	塩見 浩之
	2 子どもの保護者	柳沼 淳子
労働者	3 連合栃木宇河地域協議会	君島 道夫
児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者	児童福祉	4 宇都宮市民間保育園園長会
	児童福祉	5 栃木県中央児童相談所
	障がい者(知的を含む)	6 NPO法人障がい者福祉推進ネットちえのわ(障がい児を代表する団体)
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	地域福祉	7 宇都宮市社会福祉協議会(職務代理)
	福祉・教育	8 認定こども園を代表する者
		9 事業所内保育施設実施者
	教育	10 宇都宮地区幼稚園連合会
		11 宇都宮市小学校長会
		12 宇都宮市子どもの家連合会
	保健・医療	13 宇都宮市医師会
学識経験者	14 大学教授 ◎ (子育て家庭支援:宇都宮共和大学)	加藤 邦子
臨時委員	15 栃木県看護協会	大橋 純子

「子ども・子育て会議」における部会の設置について

1 目的

「子ども・子育て会議」は、本市の子ども・子育て施策を子どもの出生から自立に至るまで一貫性・継続性をもって推進するため、保健・福祉・教育・青少年育成・労働など子どもを取り巻くすべての分野について調査・審議する附属機関として設置しているが、特定の分野における課題等について、より専門的かつ詳細に調査・審議するため、会議に部会を設置する。

2 部会の設置（案）

(1) 設置する部会

【教育・保育部会】

「教育・保育部会」において、子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、定めるべき「子ども・子育て支援事業計画」や計画において実施する施策の方向性及び教育・保育施設や事業の運営・認可等の基準などについて、調査・審議を行う。

【青少年部会】

「青少年部会」において、ニートや引きこもりなど自立に困難を抱える若者の問題が深刻化しており、「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の後期計画改定にあたり、取り組むべき施策・事業に反映させる必要があることから、青少年を取り巻く環境や現行プランの取組状況等を踏まえて、課題と対応などについて、調査・審議を行う。

【ひとり親部会】

「ひとり親部会」において、ひとり親は仕事と子育てを一人で担わなければならない、就労面や収入面において厳しい状況にあることから、「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の後期計画改定にあたり、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた課題と対応などについて、調査・審議を行う。

(2) 各部会の調査・審議内容，部会員の構成

部会員は、「子ども・子育て会議」の委員のうち，各部会の調査・審議内容に関連の深い委員を基本として構成する。

部会名	主な対象／調査・審議内容	部会員の構成
教育・保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援に関する事項 ・子ども・子育て支援新制度関係 教育・保育施設の利用定員 地域型保育事業の利用定員 子ども・子育て支援事業計画 ○児童，妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項 ・要保護児童など児童福祉に関する事項 ・児童福祉施設の事業停止，施設停止 ・保育所の設置の認可 ・家庭的保育事業等の認可 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの保護者 ・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 ・児童福祉に関する事業に従事する者 ・学識経験者 <p style="text-align: right;">など</p>
青少年部会	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年問題や健全育成に関する事項 ・青少年の健全育成，自立支援に関する事項 ・青少年の指導，保護及び矯正に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・市民団体であって青少年分野に関連の深い者 ・地域の青少年健全育成に関心のある市民 ・教育関係者 ・警察関係者 ・学識経験者 ・児童福祉に関する事業に従事する者 <p style="text-align: right;">など</p>
ひとり親部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の支援に関する事項 ・ひとり親家庭の自立促進に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の保護者 ・児童福祉に関する事業に従事する者 ・事業主や行政など就労支援に関する事業に従事する者 ・学識経験者 <p style="text-align: right;">など</p>

3 平成26年度の開催回数（予定）

- ・ 教育・保育部会 6回程度
- ・ 青少年部会 2回程度
- ・ ひとり親部会 3回程度

子ども・子育て支援に関する附属機関

【 現在 】

【子ども・子育て会議】

○子ども・子育て支援法に基づく
附属機関

児童福祉や青少年健全育成を含む総合的な
子ども・子育て支援施策について調査審議を
行う機関

【青少年問題協議会】

○地方青少年問題協議会法に
基づく審議会

【社会福祉審議会】

○社会福祉法に基づく審議会

- ・民生委員専門分科会
- ・障がい者福祉専門分科会
- ・高齢者福祉専門分科会
- ・地域福祉専門分科会
- ・児童福祉専門分科会

【平成26年度~】

【新】子ども・子育て会議

○子ども・子育て支援法に基づく
附属機関

○児童福祉法に基づく審議会

○地方青少年問題協議会法に基づく
審議会

児童福祉や青少年健全育成を含む総合的な
子ども・子育て支援施策について調査審議を
行う機関

教育・保育部会

青少年部会

ひとり親部会

【社会福祉審議会】

○社会福祉法に基づく審議会

- ・民生委員専門分科会
- ・障がい者福祉専門分科会
- ・高齢者福祉専門分科会
- ・地域福祉専門分科会

○宇都宮市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第44号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項の規定に基づく合議制の機関、地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づく地方青少年問題協議会その他の子ども・子育て支援に関する施策について調査審議する機関として、宇都宮市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号、児童福祉法第8条第1項、第2項、第4項及び第7項並びに地方青少年問題協議会法第2条第1項各号及び第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する計画(子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する計画を除く。)について意見を述べ、当該計画の実施状況を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

(組織及び委員)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 児童又は知的障害者の福祉その他子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援について学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関する臨時委員の総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成27年3月31日までに市長が任命する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日をもって満了するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。